



「いざなみカード」のデザイン

令和3年3月から市内全域で使える キャッシュレス決済カードが始まります！

商工観光課商工振興係 ☎0824・73・1178

市内全域の加盟店で使えるキャッシュレス決済カード「いざなみカード」が発行されることとなりました。このカードは、市内の商工団体などで行く「庄原市キャッシュレス決済推進協議会」が市と連携して発行します。現金をチャージして利用することができ、決済やチャージの金額に応じてポイントも付与されます。

また、市はコロナ禍の影響を受ける市民生活を支援するとともに、市内経済を消費で回復させるため、このカードを申し込んだ対象者に、加盟店で使える1万円分のプレミアムポイントを贈呈します。

「いざなみカード」とプレミアムポイントを活用して市内のお店を利用しましょう。



カードの名称
いざなみカード
カードの愛称
な・み・か (namica)
名称の由来
「いざなみカード」の「いざな」は「いざなう」の語源で、「誘う」「誘致する」という意味です。観光消費や観光客を「いざなう」ことをイメージしました。

カードの特典

- ① 加盟店で使える1万円分のプレミアムポイントを付与
 - ② 買い物などの決済時にポイントを付与（200円で1ポイントを予定）
 - ③ 1万円単位でチャージした場合、1万円につき100ポイントを付与
 - ④ マイナバーカード（個人番号カード）を持っている人に付与される「マイナポイント」の対象
- ※1ポイント＝1円として利用できます。
- ※「マイナポイント」についての詳細は、広報しようばら6月号をご覧ください。

今後のスケジュール

- ▼12月中旬から
世帯主宛てに申込書を送付
申し込みの受け付け開始
- ▼令和3年2月から
申込者へ順次カードを送付
- ▼令和3年3月1日から
市内の加盟店でカードの利用が可能
プレミアムポイントの付与

カード「ほろかカード」

プレミアムポイントを受けられる対象者は？

令和2年12月1日時点で庄原市に住み登録している人で、申込書に記載されている期限（3月中旬を予定）までに申し込んだ人が対象です。

申し込みの方法は？

申込書が世帯主宛てに届きます。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送提出してください。

子どものカードの申し込みは？

15歳未満の人は、法定代理人（保護者など）が申し込んでください。

すでに「ほろかカード」を持っている人は？

東城地域の「ほろかカード」も、今まで通り利用できます。また、令和3年3月1日から、市内全域の加盟店で利用できるようになります。

「ほろかカード」でも「いざなみカード」と同様の特典があり、すでに「ほろかカード」を持っている人も、プレミアムポイントを受け取ることができます。申込書でプレミアムポイントを申し込んでください。

※詳しくは世帯主宛てに届く申込書をご確認ください。